

平成 2 9 年度

行橋市健全化判断比率等

審査意見書

行橋市監査委員

30行監第108号

平成30年8月17日

行橋市長 田 中 純 様

行橋市監査委員 竹 中 友 幸

行橋市監査委員 藤 本 廣 美

平成29年度 財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、平成29年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見書を提出いたします。

平成 29 年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 30 年 8 月 3 日から平成 30 年 8 月 17 日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	健全化判断比率	平成 29 年度	平成 28 年度	早期健全化基準
①	実質赤字比率	— (%)	— (%)	12.88 (%)
②	連結実質赤字比率	— (%)	— (%)	17.88 (%)
③	実質公債費比率	5.7 (%)	5.9 (%)	25.0 (%)
④	将来負担比率	— (%)	— (%)	350.0 (%)

※負数の場合は、一表示

30行監第107号

平成30年8月17日

行橋市長 田 中 純 様

行橋市監査委員 竹 中 友 幸

行橋市監査委員 藤 本 廣 美

平成29年度 経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、平成29年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見書を提出いたします。

記

- 1 地方卸売市場行橋市魚市場特別会計
- 2 行橋市農業集落排水事業特別会計
- 3 行橋市水道事業会計
- 4 行橋市公共下水道事業会計

平成29年度 経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成30年8月3日から平成30年8月17日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	会計名	比率名	平成29年度	平成28年度	経営健全化基準
①	地方卸売市場行橋市魚市場特別会計	資金不足比率	—(%)	—(%)	20.0(%)
②	行橋市農業集落排水事業特別会計	資金不足比率	—(%)	—(%)	20.0(%)
③	行橋市水道事業会計	資金不足比率	—(%)	—(%)	20.0(%)
④	行橋市公共下水道事業会計	資金不足比率	—(%)	—(%)	20.0(%)

※負数の場合は、一表示